RIKEN KEIKI

第113回
定時株主総会
招 集 ご 通 知

目　次

株主総会招集ご通知・・・・・・・・・・・・　1
株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・　2
事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
株主総会会場ご案内図

【日時】
2019年６月26日（水曜日）午前10時

【場所】
東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社　本社大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

【決議事項】
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

理研計器株式会社

証券コード　7734

証券コード　７７３４
2019年６月６日

株　主　各　位

東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社
代表取締役社長　小　林　久　悦

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第113回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月25日（火曜日）午後５時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月26日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
　理研計器株式会社　本社大会議室
３．目的事項
　報告事項　１．第113期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第113期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.rikenkeiki.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	取締役会出席状況
1 再任	小林（こばやし）　久悦（ひさよし）	代表取締役社長	100% （９回中９回）
2 再任	小谷野（こやの）　純一（じゅんいち）	取締役専務執行役員 管理本部長　総務部長　経営企画室長	100% （９回中９回）
3 再任	松本（まつもと）　哲哉（てつや）	取締役常務執行役員 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	100% （９回中９回）
4 再任	古布（こぶ）　真也（しんや）	取締役執行役員 営業本部長　海外営業部長	100% （９回中９回）
5 新任	木崎（きざき）　昭二（しょうじ）	執行役員 技術開発本部長	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	小林（こばやし）　久悦（ひさよし） （1947年8月7日生） 取締役在任年数：16年 取締役会出席状況 100%　9回中9回	1974 年 1 月　当社入社 1996 年 3 月　当社生産本部製造部長 2003 年 6 月　当社取締役執行役員生産本部製造部長兼桶川工場長 2004 年10月　当社取締役執行役員生産本部副本部長兼品質管理センター長 2007 年 3 月　当社取締役執行役員生産本部長 2009 年 6 月　当社常務取締役上席執行役員管理本部長兼経理部長 2011 年 6 月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経理部長 2012 年 1 月　当社取締役専務執行役員管理本部長 2013 年 8 月　当社代表取締役 2013 年12月　当社代表取締役社長（現任）	94,800株

（取締役候補者とした理由）

小林久悦氏は、2003年に当社取締役に就任後、生産部門および管理部門を指揮・統括し、また、2013年から代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績と共に、当社における経営全般に関する幅広い知見と見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	小谷野（こやの）　純一（じゅんいち） （1958年4月5日生） 取締役在任年数：10年 取締役会出席状況 100%　9回中9回	1981 年 4 月　当社入社 2007 年 3 月　当社技術開発本部技術部長 2007 年 6 月　当社執行役員技術開発本部技術部長 2009 年 6 月　当社取締役執行役員技術開発本部技術部長 2009 年 7 月　当社取締役執行役員技術開発本部副本部長 2012 年 1 月　当社取締役執行役員生産本部副本部長 2014 年 4 月　当社取締役執行役員開発・生産本部長 2014 年 6 月　当社取締役常務執行役員開発・生産本部長 2017 年 1 月　当社取締役常務執行役員技術開発本部長、生産本部担当 2017 年 6 月　当社取締役専務執行役員技術開発本部長 2018 年10月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長（現任）	49,000株

（取締役候補者とした理由）

小谷野純一氏は、2009年に当社取締役に就任後、開発部門および生産部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	松本（まつもと）　哲哉（てつや） (1964年10月13日生) 取締役在任年数：10年 取締役会出席状況 100%　9回中9回	1987 年 4 月　当社入社 2006 年 7 月　当社執行役員経理部長兼経営監査室長 2007 年 3 月　当社執行役員管理本部経理部長兼社長室長 2009 年 6 月　当社取締役執行役員管理本部総務部長兼経営企画室長 2009 年 7 月　当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長 2014 年 4 月　当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2017 年 6 月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2018 年10月　当社取締役常務執行役員 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	57,000株

（取締役候補者とした理由）

松本哲哉氏は、2009年に当社取締役に就任後、管理部門および経営企画部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、また、2018年10月より子会社の代表取締役社長を務めており、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	古布　真也 (1960年９月29日生) 取締役在任年数：２年 取締役会出席状況 100%　９回中９回	1984 年４月　当社入社 2010 年３月　当社営業本部第一営業部長 2011 年４月　当社営業本部東日本営業部長 2014 年４月　当社執行役員営業本部副本部長 2017 年１月　当社執行役員営業本部長 2017 年６月　当社取締役執行役員営業本部長 2018 年６月　当社取締役執行役員営業本部長兼海外営業部長（現任）	5,200株

（取締役候補者とした理由）
古布真也氏は、2017年に当社取締役に就任後、営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 新任	木崎　昭二 (1962年10月23日生)	1986 年４月　当社入社 2014 年４月　当社技術開発本部カスタムエンジニアリング部長 2016 年６月　当社執行役員技術開発本部カスタムエンジニアリング部長 2018 年４月　当社執行役員技術開発本部副本部長兼カスタムエンジニアリング部長 2019 年４月　当社執行役員技術開発本部長（現任）	12,200株

（取締役候補者とした理由）
木崎昭二氏は、これまで開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．新任取締役候補者 木崎昭二氏の所有する当社株式の数は、従業員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1 再任	中野（なかの）　信夫（のぶお）	取締役［常勤監査等委員］	100% （９回中９回）	100% （９回中９回）
2 再任 社外	服部（はっとり）　弘志（ひろし）	取締役［監査等委員］ 弁護士 シティ法律事務所 所長	100% （９回中９回）	100% （９回中９回）
3 再任 社外	山本（やまもと）　茂（しげる）	取締役［監査等委員］	100% （９回中９回）	100% （９回中９回）
4 新任 社外	多賀（たが）　道正（みちまさ）	―	―	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	中野（なかの）　信夫（のぶお） (1953年6月15日生) 取締役在任年数：8年 (監査等委員在任年数：4年) 取締役会出席状況 100%　9回中9回 監査等委員会出席状況 100%　9回中9回	1977 年 4 月　当社入社 2006 年 3 月　当社技術開発本部研究部長 2007 年 6 月　当社執行役員技術開発本部研究部長 2011 年 6 月　当社取締役執行役員技術開発本部研究部長 2012 年 1 月　当社取締役執行役員営業本部ＭＲＤ室長 2014 年 4 月　当社取締役執行役員品質管理センター長 2015 年 6 月　当社取締役［常勤監査等委員］（現任）	34,500株

（監査等委員である取締役候補者とした理由）

中野信夫氏は、2011年に当社取締役に就任し、監査等委員会設置会社へ移行した2015年からは監査等委員の職務を適切に遂行しており、経営の監督および監査を適切に実行することが期待できることから、引き続き取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任 社外	服部（はっとり）　弘志（ひろし） (1943年3月14日生) 取締役在任年数：4年 (監査等委員在任年数：4年) 取締役会出席状況 100%　9回中9回 監査等委員会出席状況 100%　9回中9回	1971 年 4 月　弁護士登録 1976 年 4 月　東京八重洲法律事務所開設・パートナー 2005 年 3 月　シティ法律事務所開設・所長 2011 年 6 月　当社監査役 2015 年 6 月　当社取締役 [監査等委員]（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 シティ法律事務所 所長	―株

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）

服部弘志氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的知識を有しております。社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与された経験はございませんが、その経歴を通じて培われた見識から、2011年に当社社外監査役に就任し、2015年からは当社社外取締役（監査等委員）として、取締役会において適宜質問と意見を述べております。これまで社外監査役および社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き社外取締役（監査等委員）としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任 社外	山本（やまもと）　茂（しげる） （1951年7月5日生） 取締役在任年数：2年 （監査等委員在任年数：2年） 取締役会出席状況 100%　9回中9回 監査等委員会出席状況 100%　9回中9回	1975年4月　株式会社日本興業銀行入行 1998年11月　同社営業第十一部長 2002年4月　株式会社みずほコーポレート銀行証券部長 2003年3月　同社執行役員 2004年4月　同社常務執行役員 2007年6月　株式会社みずほフィナンシャルグループ監査役 2008年6月　株式会社格付投資情報センター専務執行役員 2010年6月　興和不動産投資顧問株式会社顧問（現任） 2012年4月　早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授（現任） 2017年6月　当社取締役［監査等委員］（現任）	—株

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）

山本茂氏は、金融機関での豊富な業務経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、2017年に当社社外取締役（監査等委員）に就任し、以降、取締役会において適宜質問と意見を述べております。これまで社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 新任 社外	多賀（たが）　道正（みちまさ） (1953年3月28日生)	1978 年 4 月　ミサワホーム株式会社入社 1993 年 6 月　ミサワリゾート株式会社取締役 2003 年 6 月　ミサワホーム株式会社取締役執行役員 2003 年 8 月　ミサワホームホールディングス株式会社執行役員住宅事業戦略部長 2005 年 6 月　同社取締役中央ブロック統括部長兼販売推進部長 2009 年 6 月　リゾートソリューション株式会社（現 リソルホールディングス株式会社）取締役執行役員 2012 年 6 月　同社代表取締役社長執行役員 2017 年 6 月　同社代表取締役社長執行役員　退任	—株

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）

多賀道正氏は、長年にわたって培われた企業経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験を有しており、経営の監督および監査を適切に実行することが期待できることから、新たに社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．服部弘志氏、山本茂氏および多賀道正氏は、社外取締役候補者であります。
3．服部弘志氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。
4．当社は、社外取締役である服部弘志氏、山本茂氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5．当社は、多賀道正氏の選任が承認された場合には同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6．当社は、服部弘志氏、山本茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7．当社は、多賀道正氏の選任が承認された場合には同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の影響、中国経済の成長率の鈍化、英国のＥＵ離脱問題など、先行き不透明な要素を複数抱えておりますが、足元は緩やかな回復基調で推移いたしました。

わが国経済においては、世界経済の緩やかな回復基調に支えられた輸出増などによる企業収益の回復が進み、また、個人消費も底堅く推移するなど、若干力強さに欠ける部分はありつつも緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの属する産業防災保安機器業界におきましては、半導体業界を始めとした主要顧客の積極的な設備投資によって需要は好調に推移いたしました。しかしながら、第４四半期連結会計期間には半導体業界の設備投資に減速の兆しも見え始め、今後の見通しには予断を許さない状況になってきております。

このような情勢のなかで、当社グループは、生産の合理化による原価低減、徹底した経費削減、積極的な営業活動の展開、新製品開発への積極的な投資、品質管理体制及びサービス体制の充実に継続して取り組んで参りました。また、東南アジア市場の一層の拡大を視野に、従来は持分法適用関連会社であったR K INSTRUMENTS (S) PTE LTD（シンガポール）を子会社化いたしました。

これらの諸施策の結果、当連結会計年度の売上高は306億５千万円（前連結会計年度比9.1％増）、営業利益は51億３百万円（前連結会計年度比15.6％増）、経常利益は54億８千５百万円（前連結会計年度比19.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億９千９百万円（前連結会計年度比29.1％増）となりました。また、自己資本当期純利益率（ROE）につきましては9.6％と前連結会計年度の8.0％から上昇いたしました。これは親会社株主に帰属する当期純利益が増加したことによるものであります。

（単位：百万円）

売上高

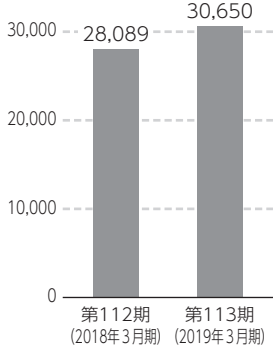

営業利益

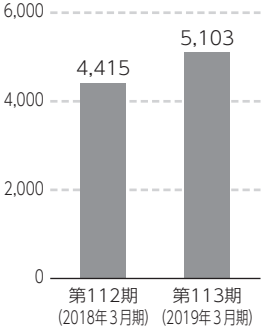

経常利益

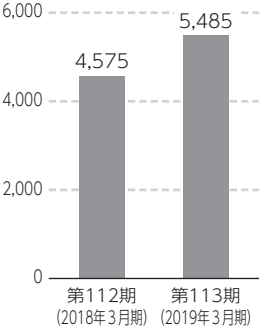

親会社株主に帰属する当期純利益

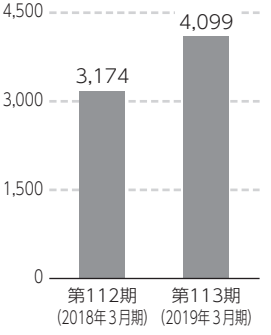

次に、機種別の売上の概況をご説明申しあげます。

定置型ガス検知警報機器

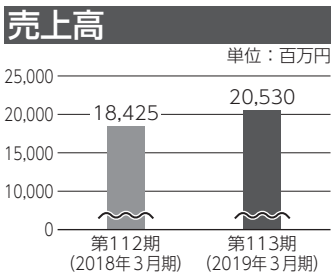

昨年に引き続き、国内の半導体業界が好調であったことから、生産設備への投資が継続されました。この為、「総合保安防災システム」を中心として、「スマートタイプガス検知部ＧＤ－７０Ｄ」の販売が好調に推移しました。

海外についても同様に、半導体産業の成長に力を入れる中国を始め、台湾等に「スマートタイプガス検知部ＧＤ－７０Ｄ」の販売が好調に推移しました。

この結果、売上高は205億３千万円（前連結会計年度比11.4%増）となりました。

可搬型ガス検知警報機器

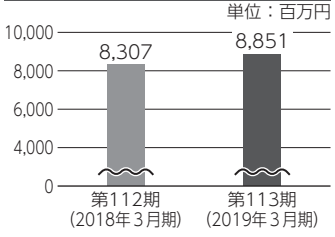

定置型ガス検知警報機器と同様に、半導体業界が好調であったことから、国内の半導体メーカー向けを中心に「トランスポータブルガス検知器ＴＰ－７０ＤＧⅡ」や「ポータブル特殊材料ガス検知器ＳＣ－８０００」の販売が好調に推移しました。

また、海外でも同様に、中国の半導体メーカー向けに「高感度毒性ガスモニターＦＰ－３００」の販売が好調に推移しました。

その他には、建材に使用される有機物質検知用として、中国向けに「ホルムアルデヒド検知器ＦＰ－３０ＭＫⅡ」の販売が好調に推移しました。

この結果、売上高は88億５千１百万円（前連結会計年度比6.5%増）となりました。

その他測定機器

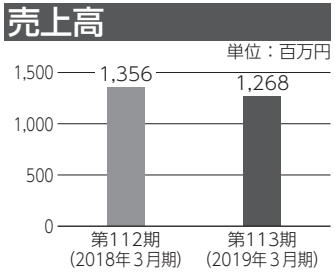

光学センサと音速センサを組み合わせたオプトソニック演算方式（当社独自開発）を採用し、高精度な熱量測定が可能な「防爆型熱量計ＯＨＣ－８００」が、国内外のエネルギー業界や鉄鋼業界向けに販売を伸ばしました。

また、麻酔ガスや燻蒸ガス検知用として「光波干渉式ガスモニターＦＩ－８０００」の販売が北米やオーストラリア向けに好調に推移しました。

しかしながら、昨年度は大学や企業の研究機関向けに販売を伸ばした「大気中光電子分光装置ＡＣ－３」については、需要が一巡したことから販売数が減少する結果となりました。

この結果、売上高は12億６千８百万円（前連結会計年度比6.4%減）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は10億５千７百万円であり、その主なものは、試験・研究設備及び生産設備の更新、本社新社屋外構工事完了金、名古屋営業所・名古屋サービスステーション建物新築費用であります。

これに要した資金は、全額自己資金により充当しております。

また、当連結会計年度における資金調達で特記すべき事項はありません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 110 期 (2016年３月期)	第 111 期 (2017年３月期)	第 112 期 (2018年３月期)	第 113 期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
受　注　高(百万円)	24,065	23,480	29,170	30,989
売　上　高(百万円)	23,417	23,357	28,089	30,650
経　常　利　益(百万円)	3,861	4,175	4,575	5,485
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円)	2,574	4,127	3,174	4,099
１株当たり当期純利益（円)	110.97	177.86	136.61	176.27
総　資　産(百万円)	42,713	48,018	52,910	56,851
純　資　産(百万円)	34,354	39,148	42,527	46,212
１株当たり純資産額（円)	1,480.49	1,645.41	1,782.27	1,897.19

（注）１．当社は2017年３月31日をもって、RKI Instruments,Inc.（以下、RKI社）の発行済株式の12.5%を追加取得し、RKI社は持分法適用関連会社から連結子会社に異動いたしました。
これに伴い、第111期（2017年３月期）において、RKI社株式について2017年３月31日の追加取得以前から保有する持分を当該追加取得時の時価で再評価したことによる評価差益「段階取得に係る差益」として特別利益（1,112百万円）を計上いたしました。

２．第112期（2018年３月期）において、2017年３月31日に行われたRKI社との企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったため、第111期（2017年３月期）の総資産及び純資産については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額となっています。

３．当社は2018年７月１日をもって、ＲＫ INSTRUMENTS(S)PTE LTD（以下、RKS社）の発行済株式の12.3%を追加取得し、RKS社は持分法適用関連会社から連結子会社に異動いたしました。
これに伴い、当連結会計年度において、RKS社株式について2018年７月１日の追加取得以前から保有する持分を当該追加取得時の時価で再評価したことによる評価差益「段階取得に係る差益」として特別利益（400百万円）を計上いたしました。

４．「『税効果に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令５号　平成30年３月26日）を当連結会計年度から適用しており、前連結会計年度以前の財政状態については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

② 当社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 110 期 (2016年３月期)	第 111 期 (2017年３月期)	第 112 期 (2018年３月期)	第 113 期 (当事業年度) (2019年３月期)
受注高(百万円)	23,273	22,873	25,772	27,381
売上高(百万円)	22,618	22,750	24,706	27,039
経常利益(百万円)	3,360	3,710	3,958	4,432
当期純利益(百万円)	2,268	2,736	3,034	3,266
１株当たり当期純利益（円)	97.56	117.66	130.48	140.45
総資産(百万円)	38,363	40,897	45,850	47,891
純資産(百万円)	30,184	32,845	35,898	37,894
１株当たり純資産額（円)	1,298.04	1,412.48	1,543.77	1,629.62

(注)「『税効果に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５条　平成30年３月26日）を当事業年度から適用しており、前事業年度以前の財政状態については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社理研計器奈良製作所	奈良県桜井市	50百万円	100%	ガス検知警報機器及び電子機器等の製造販売
台湾理研計器股份有限公司	台湾台南県	30百万ＮＴ$	100%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器商貿（上海）有限公司	中国上海市	1,191千元	100%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
RKI Instruments,Inc.	米国カリフォルニア州	130千ＵＳ$	51%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
R K INSTRUMENTS(S)PTE LTD	シンガポール	620千ＳＧ$	51%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス

（注）当社は2018年７月１日をもって、R K INSTRUMENTS(S)PTE LTD（以下、RKS社）の発行済株式の12.3%を追加取得し、これにより、RKS社における当社の出資比率は51%となり、同社は持分法適用関連会社から連結子会社に異動いたしました。

（4）対処すべき課題

次期連結会計年度の見通しにつきましては、米国の政策動向や中国経済の成長鈍化、各国の保護主義的な動き、地政学リスクの懸念など厳しい社会・経済環境の影響の中、わが国経済も不確実性が高まっております。

産業防災保安機器業界におきましても同様の傾向と推測されます。企業の設備投資抑制や米国の通商政策などによる経済環境の変化は否めないものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループは結束力を高め、防災保安機器メーカーとして品質管理体制並びにサービス体制の更なる充実、ユーザーニーズを的確にとらえた新製品の開発、生産体制の効率化と省力化による原価低減、一層徹底した経費削減に努めると同時に国内外での積極的な販売活動を展開し、全社をあげて今後の業績確保を図ってまいります。

現在の取組み状況は次のとおりです。

・海外市場シェア拡大のため、2018年７月、東南アジア市場における総販売店である持分法適用関連会社R K INSTRUMENTS (S) PTE LTD（所在地：シンガポール。以下、RKS社）の株式を追加取得し、子会社化いたしました。なお、RKS社は、2018年４月、マレーシアに70％を出資する販売会社を設立しており、マレーシア国内において積極的な販売活動を展開しております。今後も、東南アジア市場はRKS社を中心に積極的な販売活動を展開してまいります。

・販売部門とアフターメンテナンス部門の連携をより一層強化するため、2015年１月、当社製品のアフターメンテナンス子会社３社を吸収合併いたしました。吸収合併以降、ユーザーニーズに応えるため拠点の再配置を進めてまいりましたが、当事業年度は、次のとおり拠点の開設・統合を行いました。

＜開設＞
岩手営業所（岩手県北上市）
つくばサービスステーション（茨城県土浦市）
＜統合＞
岩手営業所・岩手サービスステーション（岩手県北上市）
名古屋営業所・名古屋サービスステーション（名古屋市南区）

・主に災害発生時における事業継続の観点から、既存の開発センター（埼玉県春日部市）に隣接して、免震構造の生産センター（仮称）の建設工事を行っており、竣工は2020年６月の予定です。なお、竣工後は、現在の生産拠点である函館工場の機能の一部を移転する予定です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（5）主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社、子会社８社及び関連会社２社で構成され、ガス検知警報機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれに関わるアフターメンテナンスサービスの事業活動を展開しており、これらの事業を１セグメントとしております。

事業内容の内訳は次のとおりであります。

区　　分	主　要　製　品　名	売上高比率(%)
定置型ガス検知警報機器	総合保安防災システム、毒性ガス検知警報装置、酸欠事故防止用検知警報装置、可燃性ガス検知警報装置、複合ガス検知警報装置	67.0
可搬型ガス検知警報機器	毒性ガス検知警報器、酸欠事故防止用検知警報器、可燃性ガス検知警報器、複合ガス検知警報器	28.9
その他測定機器	光波干渉式ガス測定器、光電子分光装置、自動プレス機の監視モニター、自動車用排気ガス測定器	4.1

（6）主要な営業所及び工場（2019年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
開発センター	開発センター（埼玉県春日部市）
工　　場	函館工場（北海道函館市）
営　業　所	札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、神奈川（横浜市港北区）、名古屋（名古屋市南区）、大阪（大阪市淀川区）、神戸（神戸市中央区）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市東区）、ほか12ヶ所
サービスステーション	札幌（札幌市白石区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、東京（東京都江東区）、横浜（横浜市神奈川区）、名古屋（名古屋市南区）、尼崎（兵庫県尼崎市）、広島（広島市安佐南区）、ほか25ヶ所

②　子会社

「（3）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

（7）従業員の状況（2019年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,180名（411名）	64名増（80名増）

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
971名（351名）	18名増（68名増）	39.3歳	14.8年

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。
なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。

（8）主要な借入先及び借入額（2019年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	970
第一生命保険株式会社	275
株式会社三井住友銀行	200
みずほ信託銀行株式会社	150
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	100

2．会社の現況

（1）株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　94,000,000株
② 発行済株式の総数　23,661,000株
③ 株主数　2,582名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,680	7.23
第一生命保険株式会社	1,200	5.16
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,189	5.12
株式会社みずほ銀行	1,135	4.88
理研計器協力会社持株会	1,043	4.49
株式会社三井住友銀行	837	3.60
理研計器従業員持株会	748	3.22
長野計器株式会社	711	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	708	3.05
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	550	2.37

（注）１．持株比率は自己株式（407,458株）を控除して計算しております。
２．Symphony Financial Partners（Singapore）Pte. Ltd.から2016年12月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2016年12月13日現在、2,787,300株（保有割合11.78％）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。
３．Forest Manor N.V.から2017年７月13日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、2017年７月10日現在、1,301,355株（保有割合5.50％）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員または子会社の役員及び従業員に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 久悦	
取締役	小谷野 純一	専務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長
取締役	松村 晃司	常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長
取締役	松本 哲哉	常務執行役員 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長
取締役	古布 真也	執行役員営業本部長兼海外営業部長
取締役 （監査等委員・常勤）	中野 信夫	
取締役（監査等委員）	服部 弘志	弁護士 シティ法律事務所 所長
取締役（監査等委員）	田中 龍彦	
取締役（監査等委員）	山本 茂	

（注）１．取締役（監査等委員）服部 弘志、田中 龍彦及び山本 茂は、社外取締役であります。
２．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
４．取締役（監査等委員）山本 茂は、金融機関での長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．2018年６月27日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって、取締役 石地 徹は任期満了により退任いたしました。
６．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。
木崎 昭二、安達 眞一、内野 吉見、川辺 哲也、新居田 卓史、井上 浩治、藤谷 敦洋、石原 純久
７．当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当及び重要な兼職の状況	異動後の担当及び重要な兼職の状況	異動年月日
小谷野 純一	専務執行役員技術開発本部長 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	専務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長	2018年10月１日
松本 哲哉	常務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長	常務執行役員 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	2018年10月１日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	6	197
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	32 (11)
合　　計 （うち社外取締役）	10 (3)	230 (11)

（注）１．上記には、2018年６月27日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額２億５千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。

④　社外役員等に関する事項

a．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　名	兼　職　す　る　法　人　等	兼　職　内　容
取締役（監査等委員）	服　部　弘　志	シティ法律事務所	所長

（注）　当社とシティ法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

b．当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	主　な　活　動　状　況
取　締　役（監査等委員）	服　部　弘　志	９回開催中９回出席（１００％）	９回開催中９回出席（１００％）	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。
取　締　役（監査等委員）	田　中　龍　彦	９回開催中９回出席（１００％）	９回開催中９回出席（１００％）	工学博士としての豊富な経験と技術分野に関する知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。
取　締　役（監査等委員）	山　本　　茂	９回開催中９回出席（１００％）	９回開催中９回出席（１００％）	金融機関での豊富な業務経験と財務分野及び会計分野に関する知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。

（4）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
1．当事業年度に係る報酬等の額	36
2．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1．の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社が内部統制システムとして決定した事項は、次のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

b．当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

c．当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。

d．当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度（コンプライアンスホットライン）」を設置しております。

e．当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告することとしております。

f．監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器メーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥（クレーム）に対応すべく、品質に関する委員会を定期的に開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。

b．当社は、有事においては、社長を本部長とする「ＢＣＰ対策本部」を組織して、「ＢＣＰ規程」、「緊急事態処理基準」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。

ｂ．当社は、定期的に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、社外取締役を除く全取締役及び執行役員で構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。

ｃ．当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るように努めております。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。

ｂ．当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

ａ．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。

ｂ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。

ｃ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。

⑦　当社の監査等委員会への報告に関する体制

ａ．当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

　取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。

b．子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者についても、当社の監査等委員会へ当該報告が報告される体制を整えております。

⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

また、警察及び外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を９回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を９回開催し、事前に定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営企画会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに経営監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査をしております。

（6）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社が定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆さまの意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、“人々が安心して働ける環境づくり”を経営理念として掲げ、各種爆発事故防止をはじめとし、排気ガス規制、CO_2測定など環境保全ニーズにも幅広く対応したガスセンサー技術のパイオニアとして社会に貢献するとともに、「安全」を供給する企業としての責務を果たすべく、機器の販売のみならず、販売後の保守・点検及びガスを検知するセンサーの交換など定期的なメンテナンスにも積極的に取り組んでまいりました。その結果、現在、当社の主力製品である産業用ガス検知警報機器は、半導体・液晶、石油化学、建設、電力・ガス、鉄鋼、造船等の幅広い業種にてご利用いただいております。

また当社では、経営方針として、

ａ．技術の開発と経営の合理性から適正な利益を追求し、持続的な発展を目指す

ｂ．お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献する

ｃ．株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報いる

ｄ．取引先には、安定した取引を目指し共存共栄を図る

ｅ．従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報いる

を掲げ、国内のトップメーカーから世界のトップメーカーへの飛躍を目標として日々邁進しております。

この目標を達成するため、（ア）競争力（価格・技術・品質）の強化、（イ）販売サービス体制の最適化という２つの観点から次の具体的施策を推進しております。

まず、（ア）競争力強化の具体策としては、自社独自の技術による新製品の開発により「多機能化・小型化」、「操作性・メンテナンス性の向上」、「高信頼性」を実現する製品差別化戦略を推進しており、これにより、価格・技術・品質面での競争力のさらなる強化を目指しております。

次に、（イ）販売サービス体制の最適化については、ユーザーの工場の新設・移転等の事業環境の変化に対応するため、拠点の新設・統合等を含む柔軟かつ機動的な再配置、最適なサービス体制を目指し、運用面での技術指導から保守点検に至るまで万全なサービスネットを構築し、ユーザーニーズを素早くキャッチアップする体制づくりを推進しております。

当社では、適切な企業集団の形成を図るため、次のとおりコーポレート・ガバナンス体制をとっております。

ａ．当社の取締役会は、９名の取締役からなり、迅速かつ適切な意思決定を行うため、定期的に取締役会を開催しております。また、執行役員制度を導入し、経営組織の効率化と責任の明確化を図っております。

ｂ．社外取締役を除く全取締役及び執行役員で構成する経営企画会議を隔週で開催し、経営・研究開発・生産・販売・品質管理・情報管理を中心とした業務全般に亘る意思決定と業務執行の迅速な対応を図っております。

c．監査等委員会は監査等委員４名で構成されており、内３名は、社外取締役であります。監査等委員は取締役会、経営企画会議その他重要な会議に出席並びに重要文書の閲覧等厳正な監査を実施して、取締役の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況についても常に監視し、また、会計監査人より会計監査の監査計画の説明、会計監査の監査実施状況並びに監査結果の報告を受けると同時に、適宜情報交換を行っております。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、2009年６月26日開催の当社第103回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認をいただき導入し、直近では2015年６月26日開催の当社第109回定時株主総会の決議により継続しておりました。

その後、当社は、2018年６月27日開催の当社第112回定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了を迎えた本プランの取り扱いについて、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展等を注視しつつ、株主の皆様のご意見等を踏まえ本プランの継続の是非について慎重に検討した結果、2018年５月14日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議し、第112回定時株主総会終結の時をもって廃止されました。

なお、当社は、本プランの廃止後も引き続き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みを進めてまいります。また、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

④　取締役会の判断及びその理由

上記②、③の取組みは、いずれも①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に合致するものと考えております。従って、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的にするものではないと考えております。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして考えており、配当性向並びに株主資本配当率、財務状況等を総合的に勘案し、継続した安定配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備の増強、販売・アフターメンテナンスサービス網の拡充など、今後の事業の展開に有効に活用してまいります。

2019年３月期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり21円（普通配当17円、創立80周年記念配当４円）とさせていただきました。これにより中間配当金15円を加えた年間配当金は１株当たり36円となります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**34,983**	**流動負債**	**8,551**
現金及び預金	7,353	支払手形及び買掛金	3,533
受取手形及び売掛金	9,037	短期借入金	995
電子記録債権	2,432	リース債務	193
有価証券	10,195	未払費用	576
商品及び製品	2,705	未払法人税等	812
仕掛品	1,958	賞与引当金	832
原材料及び貯蔵品	738	製品保証引当金	163
その他	568	受注損失引当金	23
貸倒引当金	△7	その他	1,422
固定資産	**21,867**	**固定負債**	**2,087**
有形固定資産	**12,575**	社債	300
建物及び構築物	7,522	長期借入金	850
機械装置及び運搬具	242	長期未払金	15
土地	3,770	リース債務	358
リース資産	484	繰延税金負債	556
建設仮勘定	48	資産除去債務	2
その他	506	その他	3
無形固定資産	**2,778**	**負債合計**	**10,638**
ソフトウェア	438	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	122	**株主資本**	**42,643**
のれん	1,015	資本金	2,565
顧客関連資産	1,183	資本剰余金	2,826
その他	18	利益剰余金	37,490
投資その他の資産	**6,512**	自己株式	△238
投資有価証券	4,454	**その他の包括利益累計額**	**1,472**
退職給付に係る資産	672	その他有価証券評価差額金	1,461
繰延税金資産	116	為替換算調整勘定	11
その他	1,275	**非支配株主持分**	**2,096**
貸倒引当金	△5	**純資産合計**	**46,212**
資産合計	**56,851**	**負債純資産合計**	**56,851**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**30,650**
売上原価		**16,606**
売上総利益		**14,043**
販売費及び一般管理費		**8,940**
営業利益		**5,103**
営業外収益		
受取利息及び配当金	153	
為替差益	182	
持分法による投資利益	25	
受取保険金及び配当金	23	
有価証券売却益	2	
雑収入	44	431
営業外費用		
支払利息	28	
固定資産除却損	2	
支払補償費	0	
有価証券売却損	17	
雑損失	1	50
経常利益		**5,485**
特別利益		
段階取得に係る差益	400	
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	105	
関係会社株式売却益	20	537
特別損失		
固定資産売却損	9	
ゴルフ会員権評価損	2	
固定資産処分損	212	223
税金等調整前当期純利益		**5,799**
法人税、住民税及び事業税	1,495	
法人税等調整額	28	1,523
当期純利益		**4,275**
非支配株主に帰属する当期純利益		176
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,099**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,565	2,826	34,158	△238	39,312
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△767		△767
親会社株主に帰属する当期純利益			4,099		4,099
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,331	△0	3,331
当連結会計年度末残高	2,565	2,826	37,490	△238	42,643

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,984	148	2,132	1,082	42,527
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△767
親会社株主に帰属する当期純利益					4,099
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△522	△136	△659	1,013	354
連結会計年度中の変動額合計	△522	△136	△659	1,013	3,685
当連結会計年度末残高	1,461	11	1,472	2,096	46,212

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　５社

・連結子会社の名称　　株式会社理研計器奈良製作所
台湾理研計器股份有限公司
理研計器商貿（上海）有限公司
RKI Instruments,Inc.
R K INSTRUMENTS (S) PTE LTD

上記のうち、R K INSTRUMENTS (S) PTE LTDについては、従来、持分法を適用しておりましたが、株式を追加取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　３社

・非連結子会社の名称　　理研計器テクノクラート株式会社
RIKEN KEIKI GmbH
RIKEN KEIKI (M) SDN.BHD.

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社３社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

②　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　－社

持分法適用関連会社であったR K INSTRUMENTS (S) PTE LTDの株式を追加取得し、同社を連結の範囲に含めたことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

③　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　　理研計器テクノクラート株式会社
RIKEN KEIKI GmbH
RIKEN KEIKI KOREA CO.,LTD.

・持分法を適用しない理由　　持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日とは異なりすべて12月31日であります。なお、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（4）会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法　　ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

ニ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部製品については個別原価法

・仕掛品　　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部仕掛品については個別原価法

・原材料及び貯蔵品　　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物31～50年であります。

ロ．無形固定資産　　自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
顧客関連資産
対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（9～15年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

ハ．製品保証引当金　保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

ニ．受注損失引当金　受注済製品の販売時の損失に備えるため、連結会計年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金利息

ハ．ヘッジ方針　金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法　特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

7～9年間の定額法によって償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。
・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異（125百万円）は、発生時に全額費用処理しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を672百万円計上しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

ハ．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令５号　平成30年３月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　8,316百万円

（2）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

	圧縮記帳額
・建物	134百万円
・機械装置	2百万円

（3）連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

・受取手形	47百万円
・電子記録債権	69百万円

4．連結損益計算書に関する注記

・研究開発費の総額　1,883百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,661,000株	－株	－株	23,661,000株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	407,301株	157株	－株	407,458株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加157株は、単元未満株式の買取によるものであります。

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2018年５月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　418百万円
・１株当たり配当金額　18円
・基準日　2018年３月31日
・効力発生日　2018年６月８日

ロ．2018年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　348百万円
・１株当たり配当金額　15円
・基準日　2018年９月30日
・効力発生日　2018年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2019年５月10日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額　488百万円
・１株当たり配当金額　21円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月７日

（4）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達の他、社債による直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権には、顧客の信用リスクがありますが、当該リスク管理のため、当社グループは与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主として余資の運用を目的とした公社債投信や、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格及び為替の変動リスクがあります。当該リスク管理のため、発行体の財務状況や市場価格及び為替変動の継続的モニタリングを行っております。

支払手形及び買掛金は、概ね１年以内の支払期日です。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利借入には金利の変動リスクがありますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、借入に係る金利の変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。また、デリバティブ取引に対してヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法等については、「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（4）会計方針に関する事項　⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）現金及び預金	7,353	7,353	－
（2）受取手形及び売掛金	9,037	9,037	－
（3）電子記録債権	2,432	2,432	－
（4）有価証券及び投資有価証券	10,644	10,645	0
資産計	29,469	29,469	0
（1）支払手形及び買掛金	3,533	3,533	－
（2）短期借入金	995	1,003	8
（3）リース債務（流動負債）	193	192	△0
（4）社債	300	298	△1
（5）長期借入金	850	842	△8
（6）リース債務（固定負債）	358	357	△1
負債計	6,230	6,227	△3
デリバティブ取引	－	－	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金（１年内返済予定の長期借入金に係るものを除く）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）短期借入金（1年内返済予定の長期借入金に係るもの）、（5）長期借入金
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（3）リース債務（流動負債）、（6）リース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（4）社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	105
公社債投信等	3,900

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　1,897円19銭
（2）1株当たり当期純利益　176円27銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．企業結合に関する注記

取得による企業結合

1．企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業内容
被取得企業の名称　R K INSTRUMENTS (S) PTE LTD
事業の内容　ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス

（2）企業結合を行った主な理由
海外市場シェア拡大のため、東南アジア市場における総販売店である被取得企業とのグループ間連携を強化するため、被取得企業を連結子会社化することといたしました。

（3）企業結合日
2018年7月1日

（4）企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
（5）結合後企業の名称
結合後企業の名称に変更はありません。
（6）取得した議決権比率
企業結合日前に所有していた議決権比率　38.7%
企業結合日に追加取得した議決権比率　12.3%
取得後の議決権比率　51.0%
（7）取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるもの

2．連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2018年７月１日から2018年12月31日まで
なお、2018年１月１日から2018年６月30日までは持分法適用関連会社として業績に含めております。

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた R K INSTRUMENTS(S)PTE LTDの普通株式の時価	907百万円
	R K INSTRUMENTS(S)PTE LTDの株式取得に伴い支出した現金	287百万円
取得原価		1,195百万円

4．主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザリー費用等　16百万円

5．被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益　400百万円

6．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
（1）発生したのれんの金額
242百万円
（2）発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。
（3）償却方法及び償却期間
７年間にわたる均等償却

7．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,033百万円
固定資産	1,175百万円
資産合計	2,208百万円
流動負債	230百万円
固定負債	110百万円
負債合計	340百万円

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**29,168**	**流動負債**	**8,109**
現金及び預金	4,119	買掛金	3,719
受取手形	1,119	短期借入金	600
電子記録債権	2,432	一年内返済予定の長期借入金	395
売掛金	7,351	リース債務	190
有価証券	9,111	未払金	811
商品及び製品	2,077	未払費用	406
仕掛品	1,706	未払法人税等	558
原材料及び貯蔵品	462	前受金	255
未収入金	593	預り金	168
その他	194	賞与引当金	818
貸倒引当金	△1	製品保証引当金	163
固定資産	**18,723**	受注損失引当金	23
有形固定資産	**11,920**	**固定負債**	**1,887**
建物	6,769	長期借入金	850
構築物	382	社債	300
機械及び装置	86	リース債務	358
車両運搬具	0	繰延税金負債	357
工具、器具及び備品	459	長期預り保証金	3
土地	3,694	長期未払金	15
リース資産	482	資産除去債務	2
建設仮勘定	45	**負債合計**	**9,997**
無形固定資産	**544**	**純資産の部**	
ソフトウェア	404	**株主資本**	**36,415**
ソフトウェア仮勘定	122	**資本金**	**2,565**
電話加入権	17	**資本剰余金**	**2,826**
投資その他の資産	**6,259**	資本準備金	2,545
投資有価証券	3,739	その他資本剰余金	280
関係会社株式	1,174	**利益剰余金**	**31,262**
その他の関係会社有価証券	19	利益準備金	422
破産更生債権等	1	その他利益剰余金	30,840
長期前払費用	105	別途積立金	27,215
前払年金費用	653	繰越利益剰余金	3,624
生命保険積立金	483	**自己株式**	**△238**
その他	85	**評価・換算差額等**	**1,478**
貸倒引当金	△5	**その他有価証券評価差額金**	**1,478**
資産合計	**47,891**	**純資産合計**	**37,894**
		負債純資産合計	**47,891**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位:百万円）

科目	金額	
売上高		**27,039**
売上原価		**16,172**
売上総利益		**10,866**
販売費及び一般管理費		**7,040**
営業利益		**3,826**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	374	
受取保険金及び配当金	22	
不動産賃貸料	13	
受取事務手数料	3	
為替差益	168	
有価証券売却益	2	
雑収入	37	636
営業外費用		
支払利息	26	
社債利息	1	
固定資産除却損	1	
支払補償費	0	
雑損失	0	30
経常利益		**4,432**
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	105	
関係会社株式売却益	20	136
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産処分損	212	
ゴルフ会員権評価損	2	223
税引前当期純利益		**4,345**
法人税、住民税及び事業税	981	
法人税等調整額	98	1,079
当期純利益		**3,266**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,565	2,545	280	2,826	422	24,815	3,526	28,764	△238	33,917
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						2,400	△2,400	－		－
剰余金の配当							△767	△767		△767
当期純利益							3,266	3,266		3,266
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	2,400	98	2,498	△0	2,498
当期末残高	2,565	2,545	280	2,826	422	27,215	3,624	31,262	△238	36,415

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,980	35,898
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△767
当期純利益		3,266
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△502	△502
事業年度中の変動額合計	△502	1,995
当期末残高	1,478	37,894

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
② 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

（2）デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法	ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部製品については個別原価法
② 仕掛品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部仕掛品については個別原価法
③ 原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

（4）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、主な耐用年数は建物31～50年、機械及び装置７年であります。
② 無形固定資産	自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（5）引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金
保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

④ 受注損失引当金
受注済製品の販売時の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。
・退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異（125百万円）は、発生時に全額費用処理しております。
　なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「前払年金費用」を653百万円計上しております。

（6）収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準
　イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
　　工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
　ロ．その他の工事
　　工事完成基準

（7）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金利息

③ ヘッジ方針
金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

（8）その他計算書類作成のための基本となる事項

・消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　7,547百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

・短期金銭債権　1,346百万円

・短期金銭債務　589百万円

（3）取締役に対する金銭債務

・未払金　6百万円

・長期未払金　15百万円

（4）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

圧縮記帳額

・建物　132百万円

（5）期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

・受取手形　47百万円

・電子記録債権　69百万円

4．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

・売上高　3,541百万円

・仕入高　2,410百万円

・営業取引以外の取引高　327百万円

（2）研究開発費の総額　1,783百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	407,301株	157株	－株	407,458株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加157株は、全て単元未満株式の買取による増加であります。

6．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金損金否認	250百万円
たな卸資産評価損否認	35百万円
未払事業税否認	46百万円
未払金否認	14百万円
未払費用否認	35百万円
製品保証引当金否認	49百万円
受注損失引当金否認	7百万円
建物減価償却超過額	24百万円
固定資産の評価差額	16百万円
長期未払金否認	4百万円
投資有価証券評価損否認	73百万円
ゴルフ会員権評価損否認	8百万円
その他	20百万円
繰延税金資産小計	588百万円
評価性引当額	△91百万円
繰延税金資産合計	496百万円
（繰延税金負債）	
前払年金費用	△200百万円
その他有価証券評価差額金	△653百万円
繰延税金負債合計	△853百万円
繰延税金負債純額	△357百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の主な内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.1
税額控除	△5.1
住民税均等割等	1.2
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.8

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員兼任の有無	関係内容 事業上の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱理研計器奈良製作所	奈良県桜井市	千円 50,000	ガス保安機器製品及び電子機器の製造販売	(所有) 直接100%	兼任有	当社製品の組立配線	当社製品の組立配線	2,331	買掛金	577
子会社	RKI Instruments, Inc.	米国カリフォルニア州	千US$ 130	ガス検知器の販売・アフターサービス	(所有) 直接51%	兼任有	当社製品の販売	北米における当社製品の販売	1,346	売掛金	270
子会社	理研計器商貿(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千元 1,191	ガス検知器の販売・アフターサービス	(所有) 直接100%	兼任有	当社製品の販売	中国における当社製品の販売	739	売掛金	170

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社への当社製品の販売及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額 1,629円62銭

（2）1株当たり当期純利益 140円45銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月２４日

理研計器株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈　尾　光　浩　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美　久　羅　和　美　印

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、理研計器株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月２４日

理研計器株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈	尾	光	浩 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美 久 羅		和	美 印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、理研計器株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年3月３１日までの第１１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月28日

理研計器株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　中野　信夫　㊞

監査等委員　服部　弘志　㊞

監査等委員　田中　龍彦　㊞

監査等委員　山本　茂　㊞

（注）　監査等委員服部弘志、田中龍彦及び山本茂は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　理研計器株式会社　本社大会議室

東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号

電 話（03）3966-1121（代表）

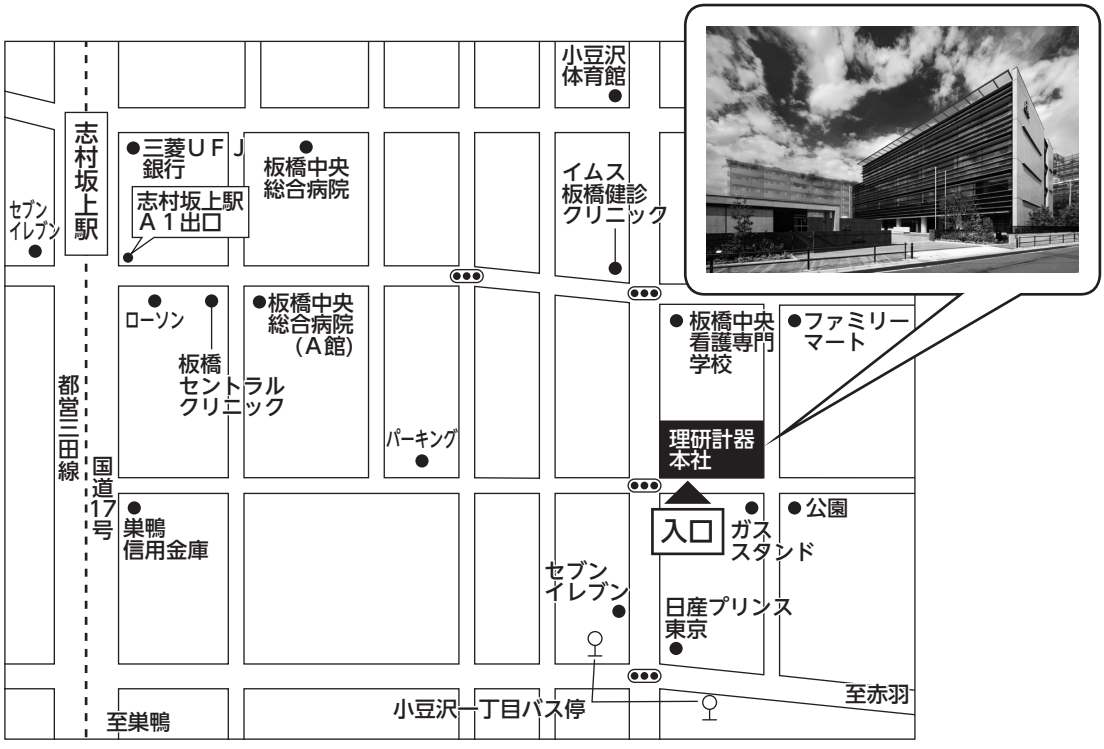

交通のご案内

都営地下鉄三田線「志村坂上駅」Ａ１出口から徒歩約10分
国際興業バス　「小豆沢一丁目」バス停下車　徒歩約５分